

1. 調査対象及び調査の方法

ここでは、今回行った「社会保障生計調査」及び「社会生活に関する調査」のそれぞれの調査対象及び調査方法について述べる。なお、以下この概要報告書では、一般低所得世帯を「生計簿」、被保護世帯を「家計簿」という。

	社会保障生計調査 (家計簿・生計簿、平成13年度実施)	社会生活に関する調査 (平成14年2月実施)
調査対象	(家計簿) 生活保護が適用されている515世帯(※) (生計簿) 一般低所得世帯(世帯人員別にみた収入階級第Ⅰ・5分位)の757世帯(※)	社会保障生計調査を記入している世帯と同一世帯で、家計簿世帯の532世帯(※)と生計簿世帯の762世帯(※)
対象自治体	(家計簿) 15都道府県、3指定都市、2中核市 (生計簿) 9都道府県、3指定都市、1中核市	同左
調査実施期間	(家計簿) 平成13年4月～平成14年3月 (生計簿) 平成13年7月～平成14年6月	平成14年2月

※どちらか一方の調査票のみを提出している場合があるため、両者の数は一致しない。

2. 調査対象者の属性

調査対象者¹となった生計簿及び家計簿の世帯類型²・世帯人員別構成割合、平均世帯人員は、次のとおりである。

(1) 世帯類型

図表 i-1. 世帯類型別世帯数・構成割合

		高齢者世帯	母子世帯	障害・傷病世帯	障害世帯	傷病世帯	その他世帯	不詳	合計
生計簿	世帯数	187	73	16	—	—	484	2	762
	構成比	24.5%	9.6%	2.1%	—	—	63.5%	0.3%	100.0%
家計簿	世帯数	206	119	—	45	104	58	—	532
	構成比	38.7%	22.4%	—	8.5%	19.5%	10.9%	—	100.0%

(2) 世帯人員

図表 i-2. 世帯人員別世帯数・構成割合

		1人	2人	3人	4人	5人以上	合計
生計簿	世帯数	106	226	149	215	66	762
	構成比	13.9%	29.7%	19.6%	28.2%	8.7%	100.0%
家計簿	世帯数	203	210	75	27	17	532
	構成比	38.2%	39.5%	14.1%	5.1%	3.2%	100.0%

(3) 平均世帯人員

図表 i-3. 世帯類型別平均世帯人員

		高齢者世帯	母子世帯	障害・傷病世帯	障害世帯	傷病世帯	その他世帯	合計
生計簿	平均世帯人員	1.7	2.6	2.3	—	—	3.4	2.9
家計簿	(人)	1.4	3.0	—	1.8	1.8	2.3	2.0

¹「社会生活に関する調査」の調査客体を示している。

²世帯類型の定義

- 高齢者世帯(生計簿・家計簿共通)：男65歳以上、女60歳以上の者だけで構成されている世帯か、またはこれらの者に18歳未満の者が加わった世帯をいう。
- 母子世帯(生計簿・家計簿共通)：死別、離別、その他の理由(未婚の場合を含む。)で現に配偶者のいない18歳から60歳未満の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)だけで構成されている世帯をいう。
- 障害・傷病世帯(生計簿)：身体障害者手帳の1級・2級・3級又は厚生年金保険法、国民年金保険法等により障害年金を受給している者がいる世帯、若しくは、世帯主が在宅で病気等の理由により働けない者である世帯をいう。
- 障害世帯(家計簿)：世帯主が障害者加算を受けているか、身体障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯をいう。
- 傷病世帯(家計簿)：世帯主が入院しているか在宅患者加算を受けている世帯、または世帯主が傷病のために働けない者である世帯をいう。
- その他世帯(生計簿・家計簿共通)：上記(高齢者世帯～傷病世帯)以外の世帯をいう。

(2).現代日本社会において必要なもの：
『福祉に関する意識調査』の分析と考察

後藤玲子・埋橋孝文・菊地馨実・橘木俊詔・
八田達夫・勝又幸子・阿部彩

「現代日本社会において必要なもの：『福祉に関する意識調査』の分析と考察」

「公的扶助のあり方に関する実証的・理論的研究」プロジェクトメンバー

後藤玲子 国立社会保障・人口問題研究所

埋橋孝文 日本女子大学

菊池馨実 早稲田大学

橘木俊詔 京都大学

八田達夫 東京大学

勝又幸子 国立社会保障・人口問題研究所

阿部 彩 国立社会保障・人口問題研究所

1. はじめに

本稿は、厚生労働科学研究費補助金政策科学推進事業「公的扶助システムのあり方に関する理論的・実証的研究」（主任研究者：後藤玲子）の一環として行われた「福祉に関する意識調査」（平成14年度実施、以下、本調査）の結果を報告するものである。上記研究の目的は、近年の規範理論と厚生経済学のめざましい発展をもとに「貧困」概念の再定義を行い、＜基本的福祉＞を捉えるための新しい指標を仮説的に構築することにある。「貧困」の定義および指標は、長年、行政に携わる人々や研究者を悩ませてきた難問の1つであった。それは、貧困の定義とその指標が、貧困率の計測はもとより、公的扶助制度の所得制限や支給額、基礎年金額の算定など社会保障制度の重要な側面に影響するからである¹。しかも、貧困を定義するためには、何をもってひとの「善き生(ウェル・ビーイング：Well-Being)」を同定するかという哲学的な問題から、どのような指標が実際に測定可能であるかという技術的な問題まで配慮する必要があるからである。

我が国における貧困の測定としては、世帯単位の所得または消費を「ウェル・ビーイング」を表す指標としたうえで、一定の定義に基づく貧困基準（貧困線）との比較で貧困での決定をする手法が多くみられる。貧困基準には、生活保護制度における生活保護基準（最低生活費）を用いたもの（江口・川上1974、星野1995、小川2000、山田2000等）、生活保護制度の被保護世帯の実際の所得または消費支出額を用いたもの（厚生省1960、1965、曾原1995、和田・木村1998等）、あるいは全サンプルの所得の中央値の50%といった相対的な基準を用いたもの（Smeeding1992、星野・岩田1994等）などがある。これらの研究は、社会における所得・消費の偏りについて貴重な考察をもたらし、我が国における貧困研究史上極めて重要な功績と評価される。しかし、貧困の定義・指標の適切さについては、今一度、精査する必要がある。第一に、所得または消費がその世帯の真の「ウェル・ビーイング」を表す指標であるかということを検討しなければならない。例えば、持ち家が

¹小山(1951)、小沼(1974/1980)、籠山京(1978/1982)など参照のこと。

あり、頼りになる家族にも恵まれており、かつ健康な年金生活者は、たとえその所得または消費総額が低くても、高い「ウェル・ビーイング」に恵まれている可能性がある。第二に、たとえ所得または消費をベースとするにしても、貧困基準の選択についてはさらなる検討が必要である。生活保護基準に基づく手法については、現行の被保護世帯が高齢者世帯、母子世帯、傷病者世帯などに偏っていることを勘案すると、その一般性が疑われる。また、そもそも生活保護基準の根拠と妥当性を問うことが目的の1つであるとしたら、論点先取の誤謬をおかす恐れがある。また、所得の中央値の50%を基準とする相対的手法についても、それをもって「貧困」と定義することの理論的根拠が明らかではない。

諸外国の貧困研究としては現代に続くイギリスの貧困調査の伝統が注目される²。例えば、B.S.ロウントリーは、「科学的」貧困調査の草分けと呼ばれるC.ブースの影響を受けて、人間の肉体的能率の維持に必要な栄養価を基準として生計費を算出し（マーケット・バスケット方式と呼ばれる）、それをもとに貧困の測定を行った（1899年第1回目のヨーク市調査）。人間にとって「共通に必要なもの」を抽出し、その「不足」をもって貧困を捉えようという発想は——「肉体的能率」のみに着目したという限界はあるとしても——、「貧困」研究の基本として着目してよい³。後に、ピーター・タウンゼント(1979)が提唱した「社会的剥奪指標 (social deprivation index)」⁴概念は、他者との関係性をもち、社会生活を営む社会的存在としての人間という観点から、人間にとって「共通に必要なもの」を再定義しようとしたものと理解される⁵。近年、注目されているMack & Lansley(1985)の「社会的必需項目 (Socially Perceived Necessities)」調査の目的もまた、タウンゼントの研究を継承し、一定の社会に暮らす人々にとって「共通に必要なもの」をより包括的に捉えることにある。しかも彼らの特徴は、それを人々自身の評価に基づいて同定しようという点にある。

本調査は、直接的には、Mack & Lansley(1985)の「社会的必需項目 (Socially Perceived Necessities)」調査を参照しつつも、その基本概念を、アマルティア・セン(1980,1985,1987他)の「潜在能力 (Capability) アプローチ」に基づいて解釈し直すことによって、現代日本社会に暮らす人々が公共的に支持しうるような、あるいは少なくとも「理性的には退け

² 諸外国における福祉政策の詳細については、例えば、阿部實(2003)、副田義也(1995/1997)参照。

³ ベヴァレッジ構想に基づき1948年に制定された「国民扶助法」の給付水準は、ロウントリーのマーケット・バスケット方式に基づくものだった。それは、消費支出における食糧費の割合(エンゲル係数)に着目するというアメリカの貧困指標にも生かされている。近年のアメリカの貧困研究については例えば後藤-阿部(2003)p.246参照のこと。

⁴ タウンゼント理論のもう一つの側面は「相対的剥奪」概念にある。2つの概念の関係性については別途論ずることとして、ここでは「社会的」の局面に注目したい。なお、後述するアマルティア・センの潜在能力概念との関係については、例えば、鈴木=後藤,2001/2002参照のこと。

⁵ 我が国においては、平岡(2001)が東京23区の高齢者を対象に行った調査のデータを用いてその応用を試みている(平岡2001)。

ることができない」⁶ような福祉の観念を探るものである。その最終的な目標は、現代日本社会に適した「基本的福祉のリスト」を確定すること、それをもって「貧困」概念の理論的・実証的研究に役立てること——例えば、「社会生活に関する基本調査」の項目を吟味し、改善すること——にあった。

補論にて詳述するように、本調査は現代日本社会に暮らす人々が有する標準的な見解を部分的に抽出することに成功した。だが、その一方で、本調査の結果は、多くの課題を残していることを率直に認めなくてはならない。しかも、残された課題のいくつかは調査の方法と枠組みに関する本質的な問題を含んでいる。本稿の目的は、本調査の背景となる基礎理論を明らかにしたうえで、それを調査として具体化するうえでの方法的な課題を明らかにすることにある。このような問題関心から本稿は次のような構成をとりたい。続く2節では、調査の基礎理論を簡単に記述する。3節から5節までは、本調査の枠組みと方法を記述する。6節では、調査対象者の抽出方法とその属性、7節では、本調査の結果を報告する。8節では、残された課題と今後の展望を記す。本調査の結果に関する分析は、補論にて詳述したい。

2. 本調査の基礎理論

はじめに、本調査の基礎理論となる「潜在能力アプローチ」について簡単に記述しよう⁷。従来経済学において、自由の観念は、私的所有権の不可侵性をベースに、選択の自由、経済活動の自由、契約の自由として理解されてきた。それは、個人の権原 (entitlement: 自己の能力や外的資源に対する合法的な権利) を所与として、自律的・主体的な経済活動を妨げられないことを意味する。それに対して、アマルティア・センは、「本人が価値をおく理由のある生 (the kind of lives they have reason to value)」を生きられること、という広義の自由概念をもとに、ひとの福祉 (ウェル・ビーイング: well-being) をより包括的に捉えようとした。彼のいう「福祉的自由(well-being freedom)」の概念には、飢餓などの生存の危機に抗する耐性をもつことから、多様な価値ある生の展開に不可欠な能力を備えることまで幅広く含まれている。

潜在能力アプローチは、福祉的自由の内容とそれを具体化する条件を明らかにする目的で開発された。それは、個人の幸福や満足そのものではなく、それを可能とする「機会 (opportunity)」に注目する⁸。しかも、財やサービスなどの「機会集合」ではなく、財や

⁶ この視点はスキャンロンの次の文に負う。「根本的な問いは、情報化され、非強制的であり、しかも一般的な合意の基礎として拒否することが非理性的であるような諸原理とは何かである」 Scanlon, 1982, p.117

⁷ 以下の記述の詳細については、鈴木-後藤, 2001/2002、また、セン-後藤 (近刊) 参照のこと。

⁸ 例えば、次の記述を参照のこと。「権利に基づく道徳理論は、諸機会の利用から得られる価値ではなく、機会それ自体に関心を寄せる点において功利主義と区別される」(Sen, 1982, p.19)

サービスなどの「特性」を用いて個人が達成しうる「機能 (functionings)」(個人の行い (doing) や在りよう (being)) の集合に注目する。この機能の集合が潜在能力 (capability) と呼ばれた。機能としては、健康であること、罹病から逃れること、早すぎる死を避けること、必要な情報を摂取し理解すること、意見を述べること、コミュニティの生活に参加することなどが挙げられる。

潜在能力アプローチの真髄は第一に、個々人が自己の福祉に対して形成する評価 (evaluation) に着目する点にある。評価とは、本人の主観的評価である点において経済学でいうところの効用概念と共通するものの、自己の関心を福祉という主題に焦点化する点、したがって、より反省的・熟慮的性質をもつ点に特徴がある。一般に、財から直接得られる効用 (快、満足、あるいは幸福) と福祉を介した評価とが一致するとは限らない。例えば、アルコールに依存している個人にとって酒は高い効用を与え続けるだろう。だが、同じ個人が健康や長寿など自己の福祉の観点に立って酒を評価しようとするとき、それがもつマイナスの特性に目を向けるかもしれない。潜在能力アプローチはこのような個人の選好・評価の多層性に着目したうえで、最終的な福祉の達成は本人の意思に委ねる一方で、それを可能とする手段的かつ主体的な条件を社会の責任において保障することを主張する。ここでいう主体的条件の中には、熟慮的な選択を可能とする能力 (合理性や理性、共感、正義の感覚など) も含まれる。福祉の実現態ではなく可能態をとらえるという意味で、潜在能力とはまさに福祉的「自由」を表象する概念に他ならない。

潜在能力理論の真髄は第二に、すべての人に対して保障すべき潜在能力の具体的内容は、理論的・先験的に与えられるものではなく、社会に暮らす人々の公共的な意思決定によって決められる、とする点にある。ただし、ここでいう公共的な意思決定とはかならずしも多数決を意味するものではない。個々人の関心は多層的な構造をもち、評価もまた単一ではないとしたら、意見の表明にあたって個人は、自分の抱いている関心それ自体を振り返る作業を余儀なくされるだろう。そして、自己の持ちうる多様な関心や評価の中から、公共的な 이슈により相応しいものを選択すること、広く公共的な討議の中で、その理由をつまびらかにすることを厭いはしないだろう。かくして、個人は、自分の福祉に対する評価を立脚点としつつも、自分とは異なる経緯で異なる境遇にある人々、自分とは異なる自然的・社会的偶然をもち、異なるヒストリーをもつ人々の福祉へと、評価の基盤それ自体を広げていこう。潜在能力の具体的内容は、このようなプロセスのもとで次第に形をとっていく個々人の公共的判断によって構想され、受容されるものと考えられている。

3. 本調査の枠組み

本調査が参照した Mack & Lansley(1985)の「社会的必需項目」調査について、アマルティア・センは、「社会において広く認識されている標準的評価 (standard-evaluation)」を抽出する試みであると評している (Sen 1987, p.31)。その基本的発想は、現代イギリス社会において最低限の生活水準を保つためには何が必要であるかを直接、一般市民に問うこ

とによって貧困指標を確定することにある。より具体的には、研究者が予めリストアップした項目についてアンケートを行い、過半数の回答者が「必要とする」とした項目をもって「社会的必需項目」と同定している。

本調査では、潜在能力アプローチの応用を試みる欧米の理論的・実証的研究⁹をベースに、Mack & Lansley(1985)が実際に用いたリスト、ならびに厚生労働省主催の「社会生活に関する基本調査」で用いられたリストを参照しつつ、42項目（一般項目28項目、子供に関する項目14項目）からなるリストを作成し、それをもとに「ある家庭がふつうに生活するためには、最小限どのようなものが必要だと思うか」を問うている。

リストを作成する際の基本的枠組みは以下の通りである。

- 1) 人生の各ステージにおいて、また、ひとの生活の各領域において、現代日本社会に暮らす人々が共通に必要とする<機能>（生存の危機に抗する耐性をもつとともに、多様な価値ある生の展開に不可欠な個人の行為や状態）リストを特定化する。ただし、特定化される諸機能はいずれも基本的には、個々人の属性やライフ・ステージあるいはライフ・スタイルの相違から独立な必要性をもち、相互に代替不可能なものとする。
- 2) 各機能を達成するうえで適切かつ有効なアイテム（財の特性あるいは財そのもの）を特定化する。ただし、同一機能に対応するアイテムに関しては、属性やライフ・ステージあるいはライフ・スタイルの相違に応じた、部分的な代替可能性を許容するものとする（それらの相違に応じて、適切かつ有効なアイテムの集合は可変的でありうる）。

ただし、これらの作業にあたっては次の2点に留意する必要がある。

- 3) 各機能に対応するアイテムの中には、複数の機能にまたがって対応するものが含まれ、その対応の仕方も属性やライフ・ステージあるいはライフ・スタイルの相違に応じて異なる可能性がある点。
- 4) 各アイテムは結合生産的な効果をもたらす場合がある。すなわち、同一機能に対応する、あるいは異なる機能に対応するアイテム間の結合が、互いの効果を相殺、あるいは増幅する可能性がある。そして、相殺の具合や増幅の具合もまた属性やライフ・ステージあるいはライフ・スタイルの相違に応じて異なる可能性がある点。

このような基本的枠組みについて、若干の注記が必要だろう。まず、1)の<機能>の特定化に関して。はたして、個人の属性やライフ・ステージ、ライフ・スタイルを超えて、共通の機能を特定化することができるのかは、理論的に精査すべき問題を含んでいる。詳

⁹ マスロウの「本能的・普遍的欲求論」からマーサ・ヌスバウムの「主要な人間の機能的潜在能力リスト」、グリフィンの「慎慮的価値」を含む31種類の善理論を踏まえたうえで、さらなる展開を図ろうとした試みとして Alkire, 2002, p.78-84 参照のこと。

細については別稿にゆずるとして¹⁰、ここでは個人の属性その他に基づく恣意的区別の問題性を指摘しておきたい。例えば、家計調査によれば70歳以上の人々の消費支出は、食費・衣服費、および教養娯楽費や交通通信費が他の年齢層よりも低い。その数値は、70歳以上の人は就労や子育てに伴う外出の機会、交流の機会がより少ないという経験的事実によって納得されるかもしれない。だが、そのことは、70歳以上の人々には、移動する機能、コミュニケーション機能は不要だという議論には直結しないだろう。むしろ、高齢であるという理由で活動へのニーズを自粛せざるを得ない原因の解明に向かうべきではないか。そしてひとまず、移動機能やコミュニケーション機能を共通に必要な機能として特定化した上で、それらを実現するうえで各属性に最も適したアイテム（財やサービスの特性）を探すべきではないか。最後の点は、〈アイテム〉の特定化に関する次の問題につながる。

2) で記されたように、共通に必要な諸機能を実現するために適切かつ有効な手段は、ひとによって異なる可能性がある。およそ公共的な政策であるかぎり、また、ひとの認識能力の限界から、まったく個別的な差異化は困難であるとしても、属性やライフ・ステージを適宜区分することによって、あるいは典型的なライフ・スタイルを想起することによって、複数の適切かつ有効なアイテム集合が確定される可能性がある¹¹。あるいはまた、3)、4) で記されたように、諸機能を達成するために付されるアイテム間のウエイトについても、属性別、ライフ・ステージ別、ライフ・スタイル別に把握することができのかもしれない。本調査では、「子どものいる世帯」特有のアイテムを捉えることが意図されている。

4. 機能リストと対応するアイテム

今回の調査において想定した機能のリストと対応するアイテムのリストは以下の通りである（◎が機能を、○がアイテムを表す）。

- ◎「教育を受ける」機能と「就労（広義には活動）する」機能
- ◎「身体的・精神的に健康であり、かつ身体的・認知的統合の感覚をもつ」機能。
- ◎「ディーセントな生活をおくる」機能：
 - 安全で健康に住むことができる。
 - 気後れせずに外出することができる（衣服その他の持ち物）。
 - 安全で健康な食事を楽しむことができる。
 - 各ライフ・ステージや地域の特殊性に応じて必要な耐久消費財（における特殊な意味を考慮する）が利用できる。
 - 1日の生活、1週間の生活に適度なリズム（睡眠、食事、労働、休息、余暇）をも

¹⁰ セン-後藤（近刊）参照のこと。

¹¹ ライフ・ステージに配慮することの意義は3つある。①ライフ・サイクル全体に及ぼす影響を考慮しながら、各ライフ・ステージに有効な施策を考えられる。例えば、ライフ・ステージの複数の時点で個人間格差の累積・拡大を防ぐ施策を考える。②異なるライフ・ステージにある個人の活動を連結する場（コミュニティ）を創出できる。「おばあちゃん保育」「おじいちゃん教師」「(初期)高齢者による高齢者の介護」その他。

つことができる。

- 展覧会・映画・コンサート・観劇などに出かけられる。
- ◎「社会生活」（他者と関係性をもち、他者から認知される）機能：
 - 友人・恋人、家族、子どもをもつことができる。
 - 親や兄弟姉妹、その他の人々に配慮すること、援助することができる。
 - 複層的な対人関係、例えば、家族・親戚、近隣、同僚とのつきあい、目的・関心別のつきあい（ボランティア・趣味サークル）、子どもを通じたつきあい（保育園・幼稚園・学校）などをもつことができる。
 - 趣味やスポーツのサークル、地域や学校などの集団的活動に参加することができる。
 - 自分の仕事に個人的あるいは社会的意味を見いだすことができる。
- ◎「自己の人生に関する計画性・継続性・安定性をもつ」機能：
 - 短期的、中期的、長期的な人生計画を立て、適宜、改定することができる。
 - 向こう1年間、5年間、10年間の収入、貯蓄が予測することができる。
 - 自己や家族の置かれている状況（家計、心身の健康）をよりトータルに把握することができる。
 - 生涯を通じた活動や教育に参加することができる。
- ◎「次世代を通じて将来を見通す」機能：
 - 自分や他者の子どもたちを見守ることができる、また、その人生の門出を祝い、支援することができる。例えば、進学をサポート、玩具・補助教材のサポート、宿題や持ち物のケア、保育参観・授業参観・PTA 活動などへの参加、子どもを連れた外出・旅行、行事や誕生日のお祝いなど。
- ◎「公共的活動に参加する」機能：
 - 選挙への参加が実質的に可能である（情報入手手段、移動手段、投票手段をもつ）。
 - 税金、社会保険料、利用者負担料などを払う能力がある（免除されている場合には、その理由を自他に説明できる）。
 - 公共的情報にアクセス可能である一方で、個人の私的な情報が保護される。
 - 公共施設を利用することができる。
 - 自己の要求や不満、意見などを表明する機会をもつことができる。
 - 社会から公正に扱われているという感覚をもつことができる。
- ◎「私的領域に関して選択する」機能：
 - 同様の特性をもつ財・サービスから自分の好みにあったものを選択することができる。

5. 調査の方法

アンケート調査によって人々の意識を捕捉するためには、一般に、問われている対象が具体的にイメージしやすいような質問項目が望ましいと考えられる。そこで、今回は、機能やその達成に有効な財・サービスの特性ではなく、財やサービスそのものを直接問うか

たちをとった。さらに、それらを用いて実現される他者との関係的活動や社会規範的な活動をも一部項目に加えた。技術的には、調査項目数を最小限に抑えるため、すでに普及率（達成率）が100%に近いと考えられる項目は削除された（例えば、テレビ）。また、ほぼ100%の人々が「絶対に必要」と答えるであろうと想定される項目についても削除された（例えば、「1日に少なくとも1回の肉・魚」「十分な主食（米・パンなど）」（質問項目の詳細については表1参照のこと）。

ただし、イメージしやすい質問項目には、自分自身の体験や手持ちの知識が喚起されやすいという難がある。今回の調査の目的は、あるアイテムが「自分にとって有効か」ではなく「すべての人にとって有効であるか」、しかも、「不足している人に対して、社会的な責任において保障することに理があるか」を問うことである。それはときに、自分自身の体験や手持ちの知識から離れて、問題それ自体の正当性を評価すること、あるいは異なる体験や知識をもつ他者の目を通して、自分の私的選好を評価し直すことを要請する。この点を考慮して、今回は、「現代の日本の社会において、ある家庭がふつうに生活するためには」というフレーズを質問の冒頭に入れることにより、自分自身の家庭や特定の家庭を想定しながら解答されることを回避しようとした。具体的な設問は以下のとおりである。

現在の日本の社会において、ある家庭がふつうに生活するためには、最小限どのようなものが必要だと思いますか。ここにあげる項目について、「絶対に必要である」「あったほうがよいが、なくてもよい」「必要ではない」の中から、あなたのお考えに近いものをあげてください。

(1) 「少なくとも一日1回の果物」については、どうですか。

【注：(2)～(28)も同様に聞く】

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
絶対に 必要である	あったほうが よいが、なくて もよい	必要では ない	わからない

6. 調査対象と属性

調査対象者は、日本の社会全体を母体とするため、全国の住民基本台帳（一部選挙人名簿）から層化2段無作為抽出法で抽出された20歳以上の男女2,000人とした。なお、20歳以下の子供は、「最低限の生活水準」に関する考えがまだまとまっていないと考えられるため、対象から外した。調査は、調査員による個別面接方式で平成15年2月6日から2月9日の3日間に行われた。有効回答数は1,350人であり、有効回答率は67.5%である。

データとサンプルの特性は次の通りである。調査対象者は、日本の社会全体を母体とす

るため、全国の住民基本台帳（一部選挙人名簿）から層化2段無作為抽出法で抽出された20歳以上の男女2,000人とした。なお、20歳以下の子供は、「最低限の生活水準」に関する考えがまだまとまっていないと考えられるため、対象から外した。調査は、調査員による個別面接方式で平成15年2月6日から2月9日の3日間に行われた。有効回答数は1,350人であり、有効回答率は67.5%である。

回答者の属性は次の通りである。性別は、男性44.7%、女性55.3%であった。年齢構成は、男性においては、人口統計に比べ、若年層（54歳まで）の比率が低く、逆に高齢層（55歳以上）の比率が高くなっている（図1）。また、女性では、35歳以下の比率が人口統計よりも低くなっており、75歳以上を除くその他の年齢層では人口統計よりも高い比率となっている（図2）。これは、訪問による面接調査という調査方法の制約であるともいえる。年収については、本人・配偶者ともに欠損値の割合が高く（「答えたくない、わからない」とした人は本人で14.9%、配偶者で20.8%）、データに偏りがあると考えられるが、男性（本人）では300～400万（/年）が一番高い比率（約20%）、女性（本人）では「収入がない」が一番多く約36%であった（図3）。本人と配偶者の所得が共に欠損値でない1,050サンプルについて、その合計値を世帯所得と定義すると、世帯所得の平均値は469万円（/年）、世帯人員1人あたり世帯所得は153万円（/年）である。厚生労働省『平成12年国民生活基礎調査』によると、1世帯あたり平均所得額は617万円、世帯員1人あたり平均所得金額は212万円であるので、本調査のサンプル世帯は『国民生活基礎調査』に比べ世帯所得が低くなっている。二つの調査間における所得の分布の違いをみると、本調査の方が『国民生活基礎調査』のサンプルに比べ年間600万円以下の世帯の割合が多くなっている（図4）。これは、本調査においては所得を自己申告制で聞いているため、下方報告されている可能性があることと、年金や児童手当、仕送りなど比較的小さい所得が記入漏れされている可能性が考えられる。また、本調査の回答者は、その年齢層のバイアスからも示唆されるように、高齢者や専業主婦などが比較的に多いとみられ、世帯所得が低い世帯が多めにサンプリングされている可能性がある。

<図1、図2、図3、図4>

さらに、本調査では、本人の主観的経済状況（生活意識）も調査している。この結果をみると、「大変苦しい」が7.1%、「やや苦しい」が24.8%、「普通」55.3%、「ややゆとりがある」11.0%、「大変ゆとりがある」0.8%であった。この数値を平成12年度国民生活基礎調査と比べたのが下記の表2である。これをみると、本調査のサンプルは国民生活基礎調査のサンプルに比べ、「大変苦しい」「やや苦しい」の割合が大幅に少なく、逆に「普通」「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」の割合が大きいことが理解される。

表2 生活意識： 本調査 vs. 国民生活基礎調査

	大変苦しい	やや苦しい	普通	ややゆとりがある	大変ゆとりがある
本調査	7.1%	24.8%	55.3%	11.0%	0.8%
国民生活基礎調査*	19.2%	31.5%	44.2%	4.7%	0.4%

* 厚生労働省(2002)『平成12年国民生活基礎調査』

7. 結果

表1に、社会的必需項目に関する結果を示す。候補としてあげられた一般項目28項目のうち、50%以上の回答者に「絶対が必要である」とされた項目は17項目であった。この中には、[ディーセントな生活をおくる]機能を示す項目として、「電子レンジ」（「絶対に必要である」とした割合=59.3%、以下同様）、「冷房・暖房（エアコン等）」（67.2%）など普及率が高まった電化製品もあれば、「親戚の冠婚葬祭への出席」（59.6%）、「友人・家族・親戚に会うための交通費」（58.4%）「電話」（87.9%）など[社会生活]機能を表す項目も多く含まれている。一番高い支持を得たのは、[身体的・精神的に健康であり、かつ身体的・認知的統合の感覚をもつ]機能（「医者にかかれること」「歯医者にかかれること」）であり、それぞれ88.9%、87.3%の回答者が「絶対に必要である」と答えている。また、「死亡・障害・病気などに備えるための保険料」（72.7%）、「老後に備えるための年金保険料」（75.6%）、「毎月少しずつでも貯金ができること」（54.5%）など、を表す項目も比較的に高い割合の人々に「絶対必要である」とされている。これは、皆保険・皆年金の公的社会保障制度を裏付ける国民的同意がある程度形成されていると解釈することもできよう。反対に、「月に2、3回の外出」（22.3%）、「1年に1回の国内一泊家族旅行」（21.5%）などは、大多数の人が「あったほうがよいがなくてもよい」としており「絶対に必要である」としている人は少ない。また、「インターネットへのアクセス」（17.4%）、「携帯電話」（38.5%）など比較的に新しいIT関連機器は、まだ「必需品」とは認識されていない。

また、子供に関連する14項目については、50%以上の回答者が「絶対に必要である」とした項目はわずか3項目である（「本・絵本・雑誌」（67.0%）、「子供の学校行事などへ親が参加すること」（56.7%）「高校・専門学校までの教育」（72.1%））。その3項目は、いずれも教育関係であることは興味深い。「誕生日のお祝い」「クリスマスのプレゼント」「おこづかい」など、教育には関係ないが、子供同士の社会関連を保つために必要と考えられる項目は、いずれも50%以下の支持しか得ていない。

8. 考察

今回の調査で最初に注目される点は、医者・歯医者にかかれること、死亡・障害・病気・老後に備える保険料を必需と考える人の割合が所得や年齢、学歴の相違に関わらず高い（耐久消費財を必需とする人の割合を上回る）ことである。これは、次のようなケースワーカーの言葉を裏付けるだろう。「自立する場合というのは、ご自分がしっかりと自分の将来設

計、人生設計を持たせたケースと毎月の家計費ですね。家計費がしっかり自分に見えてきたケースというのは、こっちがやっきにならなくても、どれくらい自分が努力すればいいのかが見えてくるようで、ご自分のほうからいい動きがでてきて自立につながるのです」(I市ケースワーカーN氏、厚生労働科学研究費政策調査研究事業平成14年度総括報告書報告書 p.167)。

また、日本においても、イギリスと同様に、物的項目のみならず、多くの社会的項目が「社会的必需項目」と認識されていることが明らかになったことは興味深い。例えば、「親戚の冠婚葬祭への出席」「友人・家族・親戚に会うための交通費」など社会的関連を保つための項目が多く、多くの支持を得たことは、今日の日本の社会においてこれらの項目が人々の生活の水準に関わる必要不可欠な項目と認識されていることを示唆している。

さらに、所得や学歴が異なる個人の間で、いくつかの項目の評価に関して類似した傾向のあることが確認された。そのことは、センのいう「標準的評価」の所在を意味するものと解釈できるかもしれない。

これらの成果の分析に関する詳細は補論に譲って、ここでは本調査に残された課題を確認しよう。第1の課題は、本稿の4節で示したリストをより精緻化することによって、機能とその実現に適正かつ有効な手段を体系的・構造的に提示することである。例えば、本調査では、「子どものいる世帯」特有のアイテムを捉えることが意図された。だが、そこでは「子どものいる世帯」特有のアイテムが単純に付加されているだけで、「子どものいる世帯」にとって適切かつ有効なアイテムの構造が独自に捉えられてはいない。その作業は今後の課題として残されている。また、例えば「高齢者世帯」というライフ・ステージ、あるいは、「将来の夢に向かって邁進している一人暮らしのフリーター」というライフ・スタイルを抽出して適切かつ有効なアイテム集合を特定化することの有効性が検討されなければならない。

第2の課題は、アンケート回答者の表明した評価が何を想起しながら形成されたものであるか、を明示化するような調査方法の確立である¹²。ジョン・ロールズが『正義論』(1971)の中で述べたように、自分自身の依拠する私的選好や情報に関して「無知のヴェール」をかけることは、実践的には困難であろう。むしろ、自分の評価に潜む暗黙の前提を1つ1つ明るみに出しながら、それらに反省的な吟味を加えていくことが適切なのではないだろうか。ここで参照されるのは、例えば1992年に社会保障研究所で行われた「ヴィネット方式のアンケート調査による適正な年金給付額の推計」である。「ヴィネット方式」とは、例えば、個人や世帯に関するいくつかの特性(職業・性別・所得・子ども数などを変数とす

¹² 例えば、本調査では直接質問をしていないが、「現在の生活に満足しているか」という問いに対してある個人が「不満である」と答えた場合、何に基づく不満であるか? 社会への不満か、特定の誰かへの不満か、自分自身への不満であるかを問う必要があるだろう。さらに、そのような自分の不満をどう思うか。自分のわがままであると思うか。それとも社会的に対処すべき問題を孕んでいると思うか、を問う必要があるだろう。

る)を示したうえで、ある判断の妥当性を問うものである。少し長いがその意図を調査の責任者であった宮澤(1992)から引用しよう。

ヴィネット (Vignette) の語のもともとの意味は、輪郭をぼやかした肖像写真のことを指す。転じて、自分自身ではないが、架空に設定された、自己とは利害関係の独立したケースについて、(異なる条件の様々な状況について) 解答を求めて、バイアスをできるだけ避けた客観的な判断と、条件を変えたときの妥当性判断を引き出す、というのがこの調査の重要な一特徴である(同、p.31)。

そもそも、センの潜在能力アプローチは、個人の社会性・公共性を尊重しながら社会的に保障する手立てを決定し、社会的に保障する手立てを講じながら本人の主体性を尊重するという、離れ業に挑むものだった。その背後には、個人の主体性と社会性・公共性との関わりについての深い洞察が読み取れる。人には、選択することを通じて選択する力自体を高め、自分や他者に対する責任を自覚し、自分のなした選択と真の利益とのギャップに気づいていく側面がある。だが、その一方で、自分にとって価値ある生は何かという主体的な問いは、人々にとって価値をもつ福祉は何かという社会的・公共的な問いとの関連で、より深く吟味される側面、他者に対して説明する努力を通じて価値をおく理由がより明確化される側面がある。

このような点に留意しながら、今後は、さらに改善された枠組みと方法のもとで、現代日本社会に暮らす人々の公共的な判断を抽出し、日本における「最低限の生活水準」の実像に迫っていくこととしたい。

*4 節の執筆にあたって、長谷川晃先生に有益なコメントをいただいたことに心から感謝したい。

参考文献

Alkire, S.,(2002): *Valuing Freedoms: Sen's Capability Approach and Poverty Reduction*, Oxford: Oxford University.

Boushery, H., C. Brocht, B. Gundersen, and J. Bernstein(2001): "Hardships in America: The Real Story of Working Families," Economic Policy Institute.

European Communities (2000) *European Social Statistics: Income, Poverty and Social Exclusion 2000 Edition*, European Communities.

Gordon, D. & Pantazis, C. (1997) *Breadline Britain in the 1990s*, Ashgate Publishing.

Gordon, D. et al. (2000) *Poverty and Social Exclusion in Britain*, Joseph Rowntree Foundation.

Mack, J. and Lansley, S. (1985) *Poor Britain*, Allen and Unwin.

- Nussbaum, M. and Sen, A. (eds.).(1993): *The Quality of Life*, Oxford: Clarendon Press.
- Paugam, Serge (1995) "The Spiral of Precariousness: A multidimensional Approach to the Process of Social Disqualification in France," in Room ed. (1995) *Beyond the Threshold*, Polity Press.
- Ravallion, Martin (1994) *Poverty Comparisons*. Harwood Academic Publishers.
- Rawls, J. (1971): *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press. (矢島鈞次監訳, 『正義論』, 紀伊国屋書店, 1979).
- Rowntree, B.S. (1901) *Poverty: Study of Town Life*, Longmans.
- Sen, Amartya (1987) "The Standard of Living: Lecture II, Lives and Capabilities," in, Hawthorn, G. (ed.) *The Standard of Living (The Tanner lectures)*, Cambridge University Press.
- Smeeding, Tim (1997) "Financial Poverty in Developed Countries: The Evidence from LIS", LIS Working Paper No.155.
- Townsend, P. (1979), *Poverty in the United Kingdom*, Allen Lane and Penguin Books.
- Townsend et al(1999) *Poverty and Social Exclusion Survey of Britain Questionnaire*, Townsend Center for International Poverty Research, University of Bristol.
- 阿部實 (2003) 『福祉政策の現代的潮流：福祉政策学研究序説』、第一法規。
- 江口英一・川上昌子(1974)「大都市における低所得・不安定階層の量と形態および今後について」『季刊社会保障研究』第9巻第4号, pp. 18-32.
- 小川浩(2000)「貧困世帯の現状—日英比較—」『経済研究』 Vol.51, No.3, Jul.2000, 220-231.
- 小田兼三 (2002) : 『コミュニティアケアの社会福祉学：イギリスと日本の地域福祉』、勁草書房
- 厚生省『厚生行政基礎調査』昭和35年度版、40年度版。
- 厚生労働省 『厚生労働省統計表データベースシステム』第1-62表、第1-66表
http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/youran/indexyk_1_3.html
- 後藤玲子 (1999) 「QOL 指標に基づく資源配分メカニズムの設計に関する研究」(1998-9年度科学技術庁重点基礎研究報告書、研究代表：後藤玲子)
- 後藤玲子=阿部彩 (2003) 「アメリカ合衆国」仲村優一・阿部志朗・一番ヶ瀬康子編『世界の社会福祉年鑑2003』、旬報社。
- 小沼正(1974/1980)『貧困：その測定と生活保護』、東京大学出版会。
- 小山進次郎(1951)『改訂増補 生活保護法の解釈と運用』中央社会福祉協議会 (1975、同復刻版、全国社会福祉協議会)。
- 鈴木興太郎=後藤玲子『アマルティア・セン：経済学と倫理学』実教出版, 2001年9月(2002年2月改装新版)
- アマルティア・セン=後藤玲子『福祉と正義のダイアログ』(仮), 東大出版会, 近刊。
- 曾原利満(1985)「低所得世帯と生活保護」『福祉政策の基本問題』社会保障研究所編, 183-200.

平岡公一編 (2001)『高齢期と社会的不平等』東京大学出版社.

副田義也(1995)『生活保護制度の社会史』、東京大学出版会.

星野信也(1995)「福祉国家中流階層化に取り残された社会福祉—全国消費実態調査のデータ分析(1)」『人文学報』No.261,1995.3,23-86. 東京都立大学人文学部.

星野信也・岩田正美ほか(1994)『福祉国家における所得再分配効果に関する研究—福祉国家中流階層化の検証』(科研費研究成果報告書) in 埋橋孝文(1997)『現代福祉国家の国際比較—日本モデルの位置づけと展望』日本評論社.

三重野卓 (2000) :『「生活の質」と共生』、白桃書房。

宮澤健一 (1992) :ヴィネット方式のアンケート調査による適正な年金給付額の推計『季刊・社会保障研究』、第28巻、第1号.

山田篤弘(2000)「社会保障制度の安全網と高齢者の経済的地位」『家族・世帯の変容と生活保障機能』国立社会保障・人口問題研究所編、東京大学出版会。

和田有美子・木村光彦(1998)「戦後日本の貧困—低消費世帯の計測」『季刊・社会保障研究』第34巻第1号, pp.90-102.

図1 年齢構成(本人男性 vs. 人口)

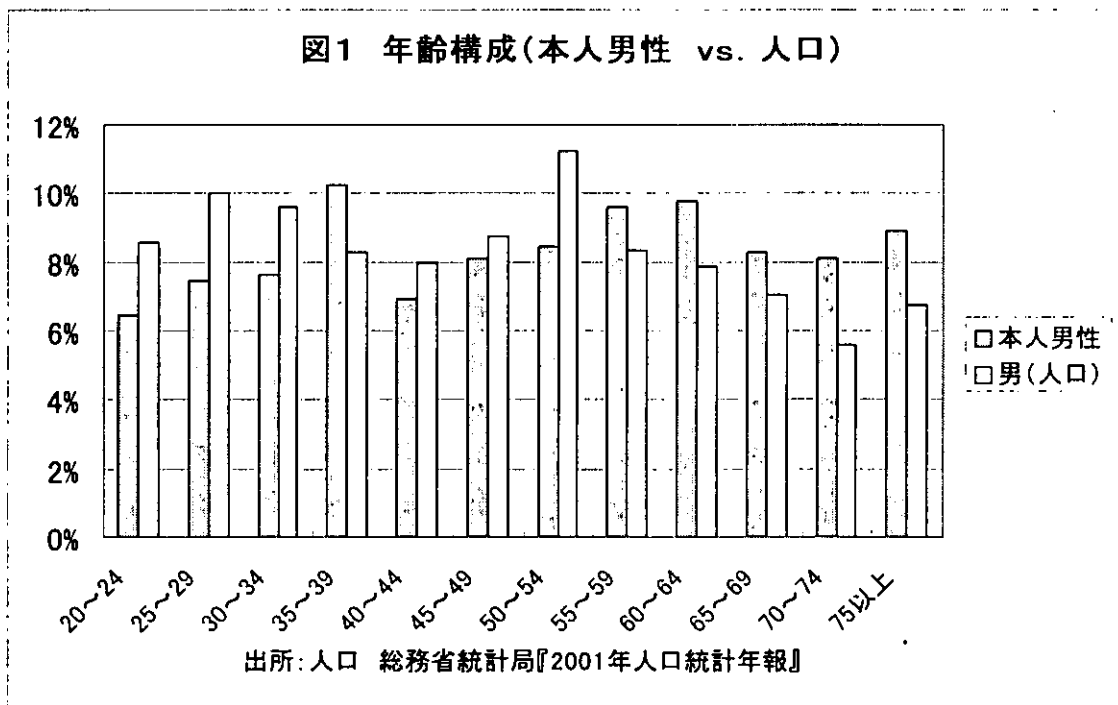


図2 年齢構成(本人女性 vs. 人口)

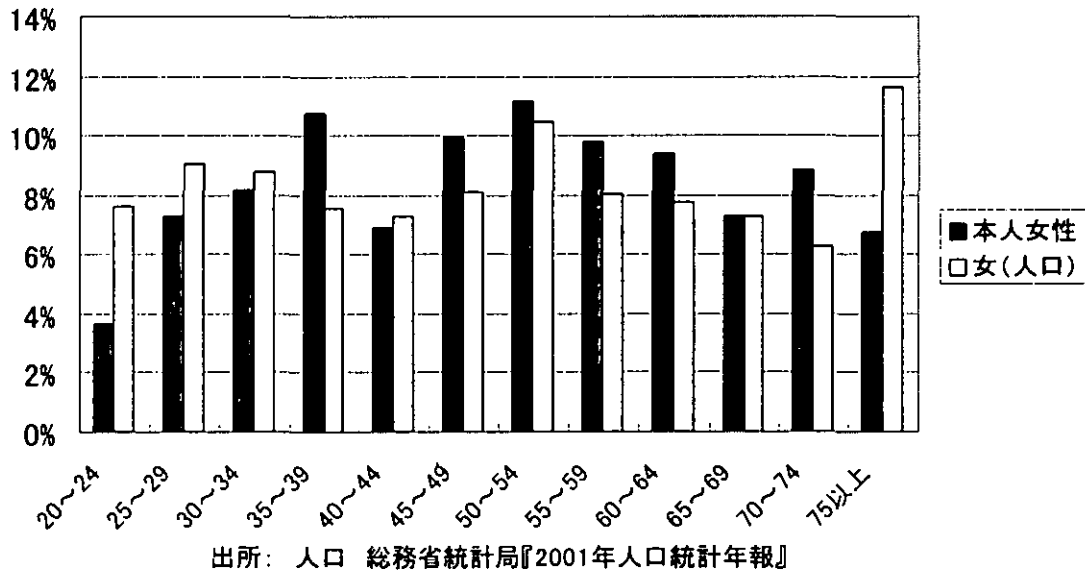


図3 年収の分布

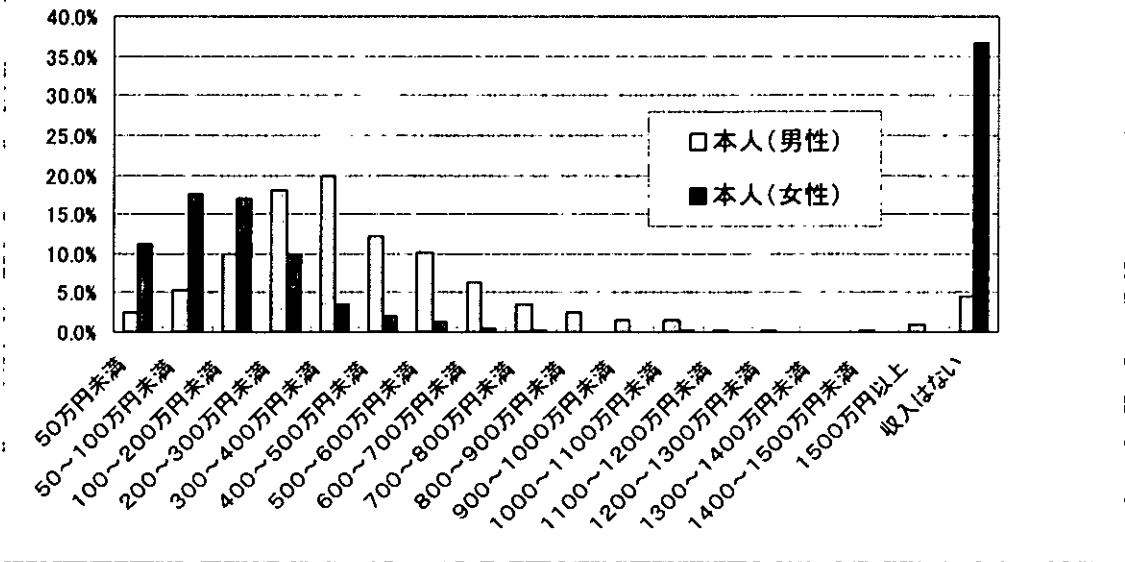
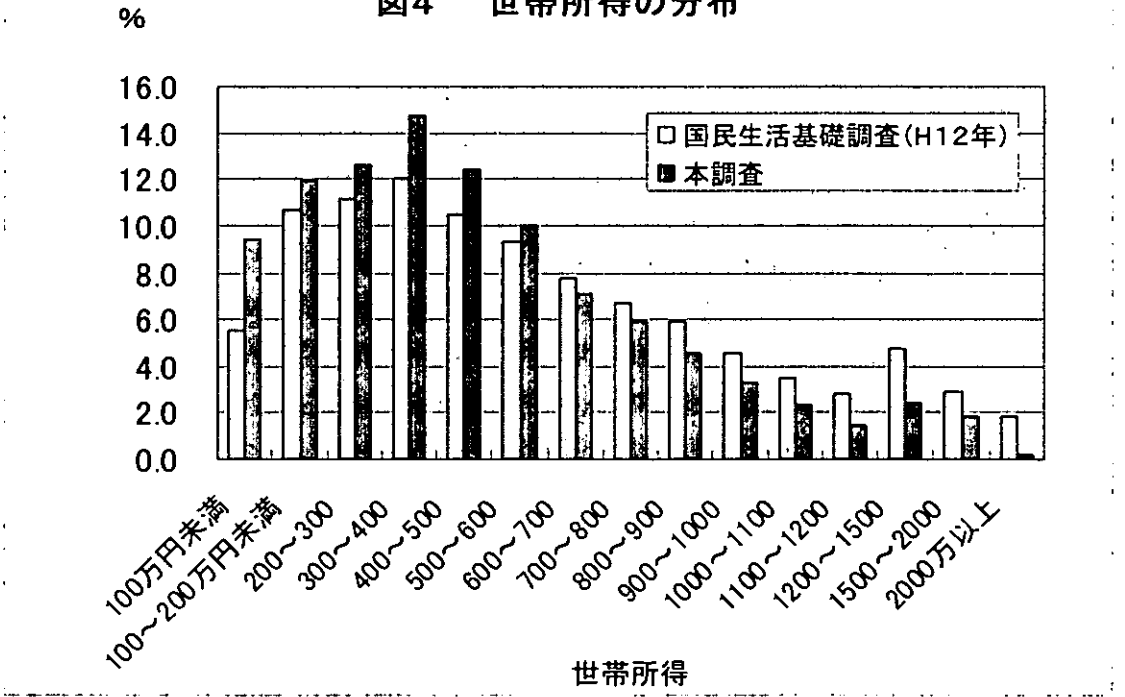


図4 世帯所得の分布



補論:「最低限の生活水準」に関する社会的合意

国立社会保障・人口問題研究所

国際関係部 第2室長

阿部 彩

「最低限の生活水準」に関する社会的合意

阿部 彩

国立社会保障・人口問題研究所

1. はじめに

本稿は、主にイギリスにおいて発展した「社会的必需項目 (Socially Perceived Necessities)」の概念を用いて、我が国において最低限の生活水準に関する社会的合意が存在するか否かを検証するものである。「社会的必需項目」の概念は、タウンゼンド (1979) が開発し、後に Mack & Lansley (1985) によって改善された「相対的剥奪指標 (Relative Deprivation Scale)」の基準となる、一般の人々が「最低限必要」と感じる項目のリストを表すものである¹。タウンゼンドによる当初の相対的剥奪指標は、研究者があらかじめ設定をした 12 の分野からなる 60 の「必需項目」について個人または世帯がそれを所有しているか否かを調査し、所有していない項目数を集積した指標であった。タウンゼントは、この指標と収入の関係を分析し、ある一定の収入以下では相対的剥奪指標が急激に上昇するという閾値を発見した²。しかし、この指標に対する批判の一つとして、用いられた「必需項目」のリストが研究者らに恣意的に選ばれたものであり、その欠如が「貧困・剥奪」を表すとは言い切れないという指摘がなされた (Gordon 2000)。人々は、さまざまなライフスタイルや習慣、嗜好、プレファレンスを持っており、ある人の「必需品」は必ずしも別の人の「必需品」であると限らないからである。

この批判に対処するために、Mack & Lansley(1985)、そして後に Gordon & Pantazis (1997)は、一般市民の 50%が「必要である」とする項目を「社会的必需項目」と定義し、相対的剥奪指標に用いられる必需項目リストをより一般的なものにしている。この背景にある概念は、各社会において、個々の人々に異なるプレファレンスがあることを踏まえつつも、すべての人にあてはまる「最低限必要とされる生活水準」が社会的に合意されているということである。この概念について、Gordon & Pantazis (1997)が簡潔に説明しているので、ここで紹介しよう。

[これら一連のイギリスにおける社会調査の] 第一そして最も重要な目的は、1983 年のイギリスにおいて何が許容しがたい生活水準 (unacceptable standard of living) であるかについての社会的合意があるか否かを検証することであり、もし、

¹ 「相対的剥奪指標 (Relative Deprivation Index)」についての、既に日本にも多く紹介されている (柴田(1997)、平岡(2001)、阿部(2002)など) ので、これらを参照されたい。

² この手法は、後に多くの国で用いられ、例えばスウェーデンにおいては閾値が存在しないことが確認されている (Gordon 2000b)。日本においては、平岡(2001)が、東京 23 区の高齢者のデータを用いて、5つの分野 (社会参加と情報アクセス、パーソナル・ネットワーク、社会的支援網、住環境、住宅内の設備) における項目を 2 値変数に変換し単純集積した日本版の剥奪指標を構築している。しかし、データ数が少ないため閾値は確認はされていない。